

## No. 3 横浜市景観計画の変更に関する案件概要（都市計画審議会への意見聴取）

### 議第 1334 号 景観法第 9 条第 8 項において準用する同条第 2 項に基づく景観計画の変更

<主な変更内容>

横浜市における景観形成

区域	横浜市全域
良好な景観の形成に関する方針	横浜市景観ビジョンの改定（平成 31 年 3 月）に伴い記載を変更

関内地区における景観計画

区域	関内地区
良好な景観の形成に関する方針	1 「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」を一体化させた「関内駅前特定地区」を設定
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	2 関内駅前特定地区における景観形成基準を設定
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	1 制限の適用除外要件として横浜市都市美対策審議会への意見聴取等を追加 2 第三者広告、照明装置、映像装置に関する制限を変更 3 広告幕に関する制限を追加（日本大通り特定地区）
景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	関内駅南口前の占用許可基準を変更
計画図	1 「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」を一体化させた「関内駅前特定地区」を設定 2 「重点歩行者ネットワーク街路」の変更、「駅前広場」を設定 3 建築物の最高高さの制限を変更（地区計画で最高高さを定めることによる白抜き） 4 壁面位置指定を変更

みなとみらい 21 新港地区における景観計画

区域	みなとみらい 21 新港地区
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	1 制限の適用除外要件として横浜市都市美対策審議会への意見聴取を追加 2 第三者広告、映像装置に関する制限を変更

（内容説明）

横浜市景観計画が施行されてから 10 年以上が経過し、上位計画である「横浜市景観ビジョン」の改定（平成 31 年 3 月）、屋外広告物を取り巻く状況の変化（映像技術の発展やイベントの大規模化等）や旧市庁舎街区活用事業の事業予定者決定等を踏まえ、より魅力的な景観を誘導するために景観計画の一部見直しを行うことについて、横浜市都市計画審議会の御意見を伺います。